

令和6年第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年11月11日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均
松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子
永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博 ・ 栞原 修司
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任主事	近藤 聡美
主事	藤野 元志	主事	熊澤 宏之

関係者

経済部農林課副主査	富田 奨
経済部農林課副主査	水口 佳祐
経済部農林課主事	大洞 朱里

議 事

- 議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 48 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議に対する意見決定について
- 議案第 49 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 50 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
-
- 報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 36 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号6番、江崎美咲委員、議席番号7番、藤吉理功委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第45号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番及び3番、鷺山地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では水稻を栽培するものです。

3ページをお願いします。

4番、日置江地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

5番及び6番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第45号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
10 月 18 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会
いを行いました。
申請地では、引き続き野菜等を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されて
おりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、2 番及び 3 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと思
えております。
3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと思
えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、4 番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

4 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
10 月 31 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受とともに、現地
立ち会いを行いました。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人から、耕作を適正に行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと思
えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、5 番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

5 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

10月31日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第45号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第46号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第46号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、204.00平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 46 号について事務局から説明がありました。
議案第46号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 46 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第 47 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 5 件、賃貸借による権利の設定 1 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 47 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は賃貸による権利の設定を行う場合の許可申請です。
8 ページの総括表をご覧ください。
今回は、8 件、合計 7,518.00 平方メートルです。
9 ページをお願いします。
1 番、日野地区の申請は、使用貸借により、農家住宅に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。
よって許可し得るものです。
2 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。
申請地は、上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び公共施設があるため、第 3 種農地と判断します。
よって許可し得るものです。
また、2 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、42 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。
転用される場所は、黒野小学校から南西へ 400m ほどの農地です。

3 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

10 ページをお願いします。

4 番、黒野地区の申請は、所有権移転により貸駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

5 番、七郷地区の申請は、所有権移転により、建設業駐車場及び建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、5 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、43 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜西中学校から西へ 400m ほどの農地です。

6 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、6 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、44 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から北へ 600m ほどの農地です。

7 番、三輪地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

11 ページをお願いします。

8 番、三輪地区の申請は、賃貸借により、土木業資材置場及び土木業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、8 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、45 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜市北東部コミュニティセンターから西へ 1 km ほどの農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 47 号について、事務局から説明がありました。

2 番黒野地区、5 番七郷地区、6 番芥見地区及び 8 番三輪厳美地区の申請については、現地調査を行いました。

まずは、2 番、黒野地区の申請について、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

10 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5 番、七郷地区の申請について、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

5 番の申請は、建設業駐車場および建設業資材置場として転用するものです。

10 月 25 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6 番、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

10 月 30 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8 番、三輪厳美地区の申請について、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

8 番の申請は、土木業資材置場及び土木業駐車場として転用するものです。

10 月 31 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 47 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 47 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 48 号、農地意見決定について、農地法第 5 条第 4 項の規定による協議に対する意見決定について、令和 6 年 10 月 17 日付け、岐阜市経農第 948 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

富田副主査

それでは、12 ページの議案第 48 号農地法第 5 条第 4 項の規定による協議の意見決定についてご説明させていただきます。

本件、岐阜薬科大学の新キャンパス整備に伴う協議となります。市町村が設置しようとする施設は、農地法の許可は不要ですが、本件は、農林水産省令で定め

る学校等の教育施設にあたります。そのため、農地法の許可権者である都道府県知事等との協議が成立することで農地転用許可があったとみなすと定められています。

農地法の転用許可権限は事務委任規則により岐阜市農業委員会に委任されていますが、協議に関する権限は、事務委任規則による委任事項に含まれていません。

そのため、岐阜市の転用事業部局から提出された協議書や事前調整申出書の処理は、経済部農林課が行います。

13 ページをご覧ください。

申請明細 1 番、今回提出されました案件は、黒野地区から提出の件で、譲渡人から岐阜市が農地を取得して岐阜薬科大学の新キャンパス整備用地に転用するものでございます。

協議地は市街化調整区域内のおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地ではありますが、土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであるため、立地基準を満たしております。また、提出された協議書により転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められ、事業の施行に必要な行政庁の許可等がされる、もしくは見込みがあり、転用によって周辺農地に影響がない旨が確認できており、一般基準を満たしております。

つきましては、本件の農地転用につきましては特に問題なしと考えます。

岐阜薬科大学の概要について簡単に説明します。別紙をご参照ください。

岐阜薬科大学は昭和 7 年に創立された岐阜市立の薬学専門の大学です。

現在、岐阜市大学西と岐阜市三田洞の 2 箇所にキャンパスを有していますが、大学西にある本部キャンパスでは研究室の狭隘化が深刻になっており、また、三田洞キャンパスにおいても建設から 50 年以上経過して老朽化が進んでいることから、本部キャンパスの西側にある岐阜市大学西地区、地区計画区域内の約 2 ヘクタールの土地においてキャンパスの統合・整備を進めております。

別紙に記載しましたように、事業計画は、今回の協議地 15,980.18 m²の農地と、過去に農地転用済みの土地とを一体利用し、校舎棟、体育館棟、テニスコート、その他附属施設を整備するものです。

令和 6 年度中の用地取得を目指しており、用地取得完了後、令和 7 年度に建設工事を発注し、令和 10 年度末の完成を目指しています。

以上です。

議長

ただいま、議案第 48 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 48 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 49 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 49 号について説明いたします。

16 ページをお願いします。

今回は、2 件提出されており、明細は 17 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計 4,009 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 49 号について、事務局から説明がありました。

議案第 49 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 49 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 50 号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、令和 6 年 10 月 31 日付け、岐阜市経農第 990 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

それでは、議案第 50 号の内容を説明いたします。

今回は、岐阜農振整備計画全面改定についてです。岐阜農業振興地域整備計画の大幅な改定を今年度中に行う予定であり、改定に伴い107件の農用地の除外を行う予定です。前回総会の際に簡単な説明をさせていただいて、計画書（案）と除外地の確認をお願いしていたところですが、本日改めて計画書の改定及び改定に伴う除外について議案として諮らせていただきます。

まず、改定後の農振整備計画書の内容について説明させていただきます。

新たな農振整備計画は、農水省ガイドラインに伴い8つの項目で作成させていただきました。

1 ページからの農地利用計画については、岐阜市農業振興ビジョン、岐阜市都市計画マスタープラン、岐阜市の農林業から抜粋し作成しました。農用地等の利用の方針は各地区の特徴などを記載しております。

10 ページからの農業生産基盤の整備開発計画については、各地区のは場整備の現状や計画等を記載しております。

18 ページからの農用地等の保全計画については、新たに計画されているため池改修等の事業を追加し、現在地域ごとで活動している農業の有する多面的機能の発揮に関する法律に基づく事業の整理などをしております。

23 ページからの農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標の整理をしております。

26 ページからの農業近代化施設の整備計画については、米・麦・大豆、野菜、果樹、花き、畜産を種別に現状と将来の取組みの整理をしております。

30 ページからの農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画については、農業を担うべき者のための支援活動について整理をしております。

32 ページからの農業従事者の安定的な就業の促進計画については、農家意向調査の結果から農業以外の就業状況について、現状と希望について整理し、併せて就業機会の確保に向けた措置、就業機会の確保のための推進活動等の強化について整理しております。

次に計画の改定に伴う農用地除外について説明させていただきます。

今回は、集落・山林介在候補地といわれる、農地として機能していない農地及び道路等になってしまった農地を農用地から除外したいと考えております。

お配りした変更理由書の3ページをご覧ください。

農用地からの除外については、田21筆、計3013.1㎡、畑26筆、計3,522.0㎡、道路1筆、計143.5㎡、宅地1筆、計179.1㎡、その他58筆、計10,266.3㎡ 合計107筆、17,124㎡となります。

変更理由書の最後に付いている別紙の各筆調書に、農用地区域から除外する107件の詳細が書いてありますので、ご覧ください。

またそれぞれの位置図もお配りしておりますのでこちらもご確認ください。

なお、今回除外の対象となった 107 件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、選定されたものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 50 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 50 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 35 号から第 37 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第 35 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

20 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、52 件、合計 102,178.80 平方メートルです。

続きまして、報告第 36 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

22 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、12 件、合計 5,612.89 平方メートルです。

明細は、23 ページから 25 ページです。

続きまして、報告第 37 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

27 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、59 件、合計 35,737.21 平方メートルです。

明細は、28 ページから 41 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 10 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 37 分閉会を宣す。